

「保育所における感染症対策ガイドライン」の見直しの方向性（案）

現行ガイドライン（2012年改訂版）の構成	見直しの方向性（案）	主な事項（*）
1 感染症とは (1) 感染症とその三大要因 (2) 保育所における感染症 (3) 学校における感染症への対応	・学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う「感染症の種類」の変更。	(2)
2 感染経路 (1) 飛沫感染 (2) 空気感染（飛沫核感染） (3) 接触感染 (4) 経口感染	・最新の知見の反映（研究成果）	(3)
3 感染症対策 (1) 感染源対策 (2) 感染経路別対策 (3) 感受性対策 (4) 健康教育	・予防接種について、関係法令等の改正の反映、最新の知見の反映	(2) (3)
4 衛生管理 (1) 施設内外の衛生管理 (2) 職員の衛生管理 (3) 保育所における消毒	・職員の衛生知識の向上に関する記載の充実（衛生管理及び消毒方法の記載の整理等）	(1) (3)
5 感染症発生時の対応と罹患後における登園時の対応 (1) 感染所の疑いのある子どもへの対応 (2) 感染症発生時の対応 (3) 罹患後における登園時の対応	・組織的な対応に関する記載の充実	(1)
6 保育所で問題となる主な感染症とその対策 (1) 麻疹 (2) インフルエンザ (3) 腸管出血性大腸菌感染症 (4) ノロウイルス感染症 (5) RSウイルス感染症	・感染症の記載範囲及び記載内容に関する改善 ・感染症への対応・対策に関する記載の改善	(2) (3)
7 感染症対策の実施体制と子どもの健康支援 (1) 記録の重要性 (2) 嘱託医の役割と連携 (3) 看護師の役割と責務 (4) 子どもの健康支援の充実に向けて	・地域の関連機関（保健所、行政機関等）との連携に関する記載の追加	(1)
別添 1 保育所における消毒薬の種類と使い方	・記載内容の改善	(1) (3)
別添 2 子どもの病気～症状に合わせた対応～	・記載内容の改善	(3)
別添 3 医師の意見書及び保護者の登園届	・記載内容の改善	(2)
別添 4 主な感染症一覧	・記載内容の改善	(3)
関係法令等	・記載内容の変更（時点更新）	(2)

(*) 資料 2 - 1 「2. 主な検討事項（案）」に示した内容のうち、見直しの方向性（案）と関連する主な事項。

(1) 保育所保育指針の改定に伴うもの (2) 関係法令等の改正に伴うもの (3) 最新の知見等を踏まえたもの